

災害時のペットとの避難ガイドライン

(案)



2023年〇月

神戸市

はじめに

災害時に開設される避難所では、多くの被災者が避難生活を送ることとなります。一方で、被災者の中には、犬や猫などのペット※¹を飼育している人もいますが、ペットを飼育していない方、動物が苦手な人や、アレルギーのある人など、様々な市民が避難することから、過去の災害では飼い主と一緒に避難したペットの取り扱いに苦慮する例が見られました。

国（環境省）は、飼い主・災害対応従事者の安全の確保を前提としたうえで、ペットの同行避難※²を想定して「人とペットの災害対策ガイドライン」（2018年3月改訂）を作成しています。

これらを踏まえ、本市では、ペットの飼い主の方と避難所の施設管理者及び運営者を対象に、「災害時のペットとの避難ガイドライン」を策定しました。

このガイドラインは、ペットの飼い主の方向けに、ペットのしつけや備蓄品など、平時から備えておくべきことや、災害時に取るべき行動、避難所でのペットを飼っていない方への配慮などについて示すとともに、災害時の避難所等（「避難所」「緊急避難場所」を指す。）において、施設管理者、避難所運営者がペットを同伴した避難者を円滑に受け入れ、飼い主と協力して適切にペットを一時飼育するまでの考え方や手順を説明しています。

ペットが他の避難者の生活に及ぼす影響を最小限にするための考え方や管理方法などを、過去に神戸市が経験した阪神・淡路大震災で得られた教訓等を生かし、まとめているので、このガイドラインを参考に、飼い主の災害への心構えや、避難所等の実情に応じた受け入れ体制づくりについて考えていただきたいと思います。

※1 ペットとは…

犬や猫などの小型の哺乳類や鳥類、小型は虫類等の家庭動物を指します。

ただし、特定動物又はこれらに類する動物は含みません。

【特定動物】

動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加える動物として定められている動物で、ライオンやクマ、大型のは虫類などが指定されている。

※ 2 同行避難とは…

「同行避難」とは、災害時に飼い主がペットを同行して避難所等まで避難することを指し、避難所等で飼い主とペットが同じスペースで過ごすことを指すものではありません。避難所等には、動物アレルギーのある人、動物が苦手な人、動物に不用意に手を出す幼い子どもがいることから、神戸市の避難所等では、原則、人の居住スペースと分けて運用し、飼い主とペットが同室で過ごすことはできません。

阪神淡路大震災の経験を踏まえて…

1995年1月17日に発生した阪神淡路大震災の際、行政（神戸市・兵庫県）と獣医師会（神戸市獣医師会・兵庫県獣医師会）、動物愛護団体等が連携して「兵庫県南部地震動物救援本部」を設置し、大規模な動物救護活動を行いました。

当時は同行避難の考え方もなく、多くの動物たちが飼い主を離れて放浪したため、神戸市北区に「神戸動物救護センター」を設置し、多くの動物を保護しました。

活動は約2年間続き、犬1,040頭、猫507頭など、計1,556頭の動物を救護しました。これらの動物は、元の飼い主へのお返しや、新しい飼い主への譲渡をしていますが、中には不幸にも救護中に亡くなった動物もいました。

神戸市は、震災で培った経験を基に、市内・県域における被災動物の円滑な救護活動に努めるため、2012年に兵庫県及び県内中核市3市とともに、公益社団法人神戸市獣医師会をはじめとした民間4団体と、「災害時における動物救援活動に関する協定書」を締結し、大規模災害時の被災動物救護体制を構築しています。

また、「神戸市地域防災計画」の中で、被災ペット動物の救護活動マニュアルを策定し、災害時にはこの協定書に基づき、公益社団法人神戸市獣医師会などの支援を受けながら、被災したペットの救護に関する様々な活動を行うこととしています。

ガイドラインの内容

ペットの飼い主向け

1. ペットの飼い主としての心構え ----- 4 ページ

- (1) 平常時に備えておくこと
- (2) 災害時に必要なこと

ペットの飼い主向け

避難所施設管理者・運営者向け

2. 避難所等でのペット受け入れの考え方 ----- 14 ページ

- (1) 受け入れ可能なペット
- (2) ペット飼育は飼い主の責任
- (3) ペットの一時飼育スペースと居住スペースの分離
- (4) 避難所等での飼育ルールの遵守

避難所施設管理者・運営者向け

3. 避難所等でのペットの受け入れ ----- 16 ページ

- (1) 平常時に備えておくこと
- (2) 災害時（避難所開設時）に必要なこと

参考様式

同行避難ペット管理簿-----	20 ページ
同行避難ペット登録票-----	21 ページ
ペットの飼育ルール（例）-----	22 ページ

	ペットの飼い主向け		避難所管理者・避難所運営者向け	
平常時	平常時に備えておくこと	p.4	平常時に備えておくこと	p.16
	受け入れ可能なペット			p.14
	ペット飼育は飼い主の責任			p.14
災害時	ペットの一時飼育スペースと居住スペースの分離			p.15
	避難所等での飼育ルールの遵守			p.15
	災害時に必要なこと	p.11	災害時（避難所開設時に）必要なこと	p.18

ペットの飼い主向け

1. ペットの飼い主としての心構え

(1) 平常時に備えておくこと

①ペットの所有者の明示

日頃から、ペットが逃げ出さないように十分な対策を講じておくことが前提ですが、災害時に飼い主とペットが離れ離れになることがあるため、飼い主の元に戻って来られるよう、飼い主を識別できる情報が必要です。次の「飼い主の明示方法」を参考に、所有者（飼い主名）を明示しておきましょう。また、スマートフォンにペットの写真を入れておくことで、保護された動物が自分のペットかどうかを見分ける助けとなることがあります。



「鑑札」



「注射済票」



マイクロチップ

【飼い主の明示方法】

○犬の場合

- ・鑑札※¹
- ・注射済票※¹
- ・マイクロチップ※²
- ・迷子札（飼い主の名前・連絡先等を記載）
- ・首輪（裏に飼い主の名前・連絡先等を記載）

○猫の場合

- ・マイクロチップ
- ・迷子札（飼い主の名前・連絡先等を記載）
- ・首輪（裏に飼い主の名前・連絡先等を記載）

○その他小動物等の場合

- ・足（脚）環、耳輪等
- ・マイクロチップ

※¹ 鑑札・注射済票の装着は、法律上の義務です。

※² 「マイクロチップ」とは…

1. ペットの飼い主としての心構え

直径2mm、長さ約8～12mmの円筒形の電子標識器具で、獣医師等が専用の注入器で体内に埋め込むことで、個体の識別をすることができるものです。

ペットにマイクロチップを装着していると、災害発生時等にペットが保護された際、行政機関や警察、動物病院の獣医師が、埋め込まれたマイクロチップ番号を読み取り、飼い主に連絡を取ることができます。災害発生に備えて、ペットには是非、マイクロチップを装着するよう、お願いします。



詳細については右の二次元コードから、市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a84140/kenko/health/hygiene/animal/mc-transfer.html>

②ペットの健康管理としつけ

○健康管理をしておく

- ・避難所等ではストレスなどによりペットが体調を崩し、下痢やおう吐、食欲不振などを示すことが報告されているほか、他の動物との接触が増えることから、感染症のリスクも高くなります。
- ・普段からペットの健康管理に注意し、予防接種（犬では、毎年狂犬病予防注射を接種することが法律で義務付けられています）やノミ・マダニ等の外部寄生虫を駆除するとともに、トリミングなどを行いペットの健康と衛生を確保してください
- ・ワクチンや服用薬などを記録したペットの健康手帳を作っておくことや、それらの記録をスマートフォンに写真に残すことで、避難先でもペットの健康情報を確認できます。

○不妊・去勢手術しておく

- ・災害時にペットが離れ離れになったときの繁殖を防ぐため、不妊・去勢手術しておくことも重要です。性ホルモンによるストレスの軽減や感染症の予防、無駄吠えなどの問題行動を抑える、といった効果が期待できます。

○ペットの写真を平時に撮影しておく

- ・災害時にペットが離れ離れになった場合、ペットの写真をあらかじめ撮影し、スマートフォンなどで簡単に見ることができるようにすると、ペットの情報が得やすく、探しやすくなります。

○普段からのペットのしつけ

- ・災害時に飼い主がペットを連れて避難する際、ペットがパニックになり、逃げ出したりするなど、いつもと違う行動を起こすことがあります。速やかな避難行動ができるように、普段から首輪やハーネスを介してリードを装着したり、キャリーバッグやケージに入ることを慣れさせておいたりしましょう。
- ・避難所等でペットを一時飼育する場合は、むやみに吠えたり、トイレがうまくいかなかったりすると、他の避難者の迷惑になります。犬の場合は普段から「待て」や「おいで」などの簡単なしつけを行い、社会性を身に付けさせておくことが重要です。

公益社団法人神戸市獣医師会監修！

☆災害時に役立つしつけとその方法☆

公益社団法人神戸市獣医師会が監修した、日常生活の中で出来る犬や猫の社会化やしつけの方法についてご紹介します。災害時だけでなく、普段から使えるものばかりですので、意識ながらペットと接するようにしてみましょう。

□社会性を身につける

子犬や子猫を迎えたら、特に社会化期（犬：生後 3～12 週齢頃、猫：生後 2～9 週齢頃）と呼ばれる感受性が高い時期に、さまざまな経験を通して社会性を身につけることが大切です。

※社会化期が過ぎても社会性は身につきますが、警戒心が強くなってきます。社会化期以降は、犬や猫の様子を見ながら無理なく社会化を続けましょう。

■他の人や動物に慣らしておく

・犬の場合

他の人や犬、動物との良いふれあいを通して社会性が身につきます。犬によっては積極的に触れあうというよりも、誰とでも平常心でいられることを目指しましょう。

・猫の場合

親戚や友人を自宅に招くなど、飼い主以外の人に慣らしておきましょう。

■様々な音や物に慣らしておく

災害時はペットを取り巻く環境が大きく変わります。犬であればいつもと違う散歩コースを歩いてみる、飼い主と一緒におでかけする、猫であればキャリーバッグやケージに入れて避難所までの道のりを歩いてみるなど、日頃からさまざまな環境を無理なく体験させておきましょう。

□キャリーバッグやケージに慣らしておく

外出時だけ使用するのではなく、日頃から扉を開けた状態で部屋に置いておき、中でおやつやフードをあげながら、ペットがくつろいだり睡眠したりする「安心できる場所」にしておきましょう。避難所生活で使用する際のストレスの軽減につながります。

□「おすわり」「ふせ」「まで」「おいで」などを教える

普段から「おすわり」「ふせ」「まで」「おいで」などの基本的なしつけを教えるおきましょう。できたらほめておやつを与えながら、楽しく教えましょう。

□不必要に吠えない（鳴かない）ようにしておく

慣れない環境では、吠えてしまうことがあります。日頃からしつけをすることで、吠える原因と対策を考えておきましょう。しつけの専門家や獣医師に相談することも有効です。

□ペットの体をどこでも触れるようにしておく

平常時でも、動物病院やトリミングサロンに行く時に役立ちますが、災害時の健康チェックや応急処置などの際にも重要となります。

なお、市ホームページでは、災害時に役立つしつけの方法等を紹介しています。

右の二次元コードから、市ホームページをご覧くださいことができます。

(URL 未定)



③動物用避難用品の確保

- ・避難所等にはペットの飼育に必要な物品は備蓄されておらず、飼い主が普段から準備しておく必要があります。また、避難所等に支援物資が到着するには相当の日数を要することから、リードやキャリーバッグなどの安全に避難するための物品の他、少なくとも5日分以上（できれば7日分以上）の食料や物資を入れた「ペット用非常持出袋」を準備しておきましょう。

○ペットを避難させるために必要な避難用品の例

●犬

- ・首輪とリード
- ・ケージ（屋根や扉のついたもの）
- ・犬用靴下やバンテージ（大型犬を歩かせて避難させる場合、がれきなどによる怪我を防止する）

●猫

- ・キャリーバッグやケージ（屋根や扉のついたもの）

○ペット用の備蓄品の例

●動物の健康や命を守るために必要なもの

- ・療法食、薬
- ・ペットフード、水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）
- ・予備の首輪、リード（伸縮しないもの）
- ・ペットシート
- ・排泄物の処理用具
- ・トイレ用品（猫の場合は使い慣れた猫砂、又は使用済みの猫砂の一部）
- ・食器
- ・飼い主の連絡先と、ペットに関する飼い主以外の緊急連絡先・預け先などの情報
- ・ペットの写真（印刷するとともに、スマートフォンなどに画像を保存しておく）
- ・ワクチン接種状況、既往歴、投薬中の薬情報、検査結果、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報

●その他、準備しておくことが望ましいもの

- ・タオル、ブラシ
- ・ウェットタオルや洗浄綿（目や耳の掃除など、色々なことに使えます）
- ・ビニール袋（排泄物の処理など、色々なことに使えます）
- ・お気に入りのおもちゃなど、その動物のにおいがついた用品
- ・洗濯ネット（猫の場合、屋外診療や保護の際に有用です）
- ・ガムテープやサインペン（ケージの補修、段ボールを用いたハウス作り、動物情報の掲示など、さまざまな使い方ができます。）

④同行避難可能な避難所等の情報収集

- ・災害時に備え、あらかじめ市のホームページ等で、住んでいる地域の被害想定を把握しておきましょう。
- ・ペットの同行避難が可能な避難所を市のホームページ等で確認しておくとともに、その避難所にペットを連れて行くための所要時間やルート上の危険な場所のほか、想定していたルートが通れなくなっている場合に備え、複数のルートを確認しておきましょう。

右の二次元コードから、市ホームページで避難所の情報をご覧くださいことができます。



⑤ペットの一時預け先の確保

- ・避難所等での飼育以外にも、親戚や友人、動物病院、ペットホテルなど、複数の一時預け先を確保しましょう。
- ・特に大型の動物や危険な動物など、専用の飼育施設が必要な動物については、避難所等での受け入れが困難であるため、そのようなペットを飼っている飼い主は特に準備が必要です。

⑥飼い主同士の協力体制（家族や地域住民との連携・同行避難訓練）

- ・地域で災害対策の会合や避難訓練などを行い、ペットを連れて避難する方法を、家族や地域住民との間で話し合っておきましょう。

- ・ 普段から近隣住民と良好な関係を築けるよう、万が一の時にはお互いに助け合えるよう、家族や飼い主同士、近隣住民と防災について話し合っておくことも必要です。飼い主が不在時のペット世話や避難を協力し合える関係を作っておきましょう。

(2) 災害時に必要なこと

① 飼い主の安全確保・状況確認

- ・ 災害時には、飼い主自身が安全を確保し、自身の安全が確保できてからペットの安全を確保してください。
- ・ 突然の災害でペットもパニックになり、いつもと違う行動を起こすことがあります。ペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに注意してください。リードを付ける、ケージに入れるなどして、ペットの安全に配慮してください。
- ・ 災害の状況については、ラジオやテレビ、行政のホームページなどから正確な情報を積極的に取得してください。

② 避難先・避難方法の判断

- ・ 飼い主は、得られた情報をもとに、自宅や地域の状況を確認し、避難するか自宅に留まるかを判断します。
- ・ 自宅が危険な場合や避難指示が出ている場合には、飼い主の安全が確保できる範囲において、ペットを連れて避難所等の安全な場所へ避難してください。
- ・ 避難所等のほか、車の中での飼育、動物病院やペットホテルなどの一時預け先へ避難する選択肢もあります。

ただし、車の中での飼育の際は、温度や湿度が高くならないように注意して、熱中症などを防ぎましょう。

③ ペットとの同行避難

- ・ 飼い主が避難所等に避難する場合は、ペットと一緒に同行避難します。

- ・災害時にペットと離れた場所にいる場合は、災害の種類や自分自身の被災状況、周囲の状況、自宅までの距離、避難情報などを考えて、飼い主がペットを避難させることが可能かどうかを判断してください。

○ペットと同行避難する前に確認

- ペットに鑑札や迷子札などが付いた首輪を装着しているか
- ペットの大きさに合わせたキャリーバッグやケージに入れたか
- ペット用備蓄品を入れた袋を持ったか

④**ペットの一時飼育スペースの設営への協力**

ペットの飼い主は、避難所運営者と協力して、避難所にある物品（カラーコーンやテント、ブルーシートなど）を用いて、ペットの一時飼育スペースを設営します。また、必要に応じて、室内の壁や床をブルーシートなどで覆い、施設が汚れないよう、対策を検討しましょう。

⑤**ペット同行避難者の受付への協力**

- ・ペットの飼い主は、ペットの飼い主同士で協力し合いながら、ペットの同行避難者の受付や誘導を行います。
- ・受付の手順などについては、本ガイドラインの 19 ページを参考にしてください。

⑥**避難所等でのペットの一時飼育**

ペットの飼い主は、以下の点に注意しながら避難所等でペットを一時飼育します。

その1 避難した飼い主全員で協力してペットを飼育する。

- ・飼育場所とその周辺の清掃・消毒や、ケージ内外とその周辺の清掃・消毒をする。
- ・他の避難者からの苦情やトラブルが発生した場合には、みんなで話し合っ解決するように努める。
- ・ペットの飼育場所だけでなく、避難所等全体の運営にも協力する。

その2 必要なケージや当面の餌は、原則、飼い主が用意する。

その3 周囲に配慮し、飼育ルールを守った適正な飼育をする。

- ・ペットへの餌やり・給水、食べ残しの片付け、排泄物・抜け毛の処理をする。
- ・散歩の際は人の生活範囲には入らず、散歩中の排泄物などは適切に処理する。

- ・鳴き声などのトラブル防止のため、餌やりは明るい時間に行う。

その4 退所する際は、一時飼育スペースとその周辺の清掃を行ってください。

⑦ペット同行避難者によるペットの家族会の結成

- ・各避難所等において、飼い主同士の協力体制を築くため、ペットの家族会を結成することが望ましいです。

※一時飼育スペースのペットの飼育や衛生管理などは、飼い主一人ひとりが責任を持って行ってください。

- ・ペットの家族会は、ペット同行避難者の受付、ペット一時飼育スペース全体及びその周辺の清掃などの維持管理、ペット救援物資の搬入や仕分けなどを行います。
- ・ペットの家族会の中から、避難所運営者との連絡窓口となる代表者を決めます。
- ・代表者は、避難所運営者との連絡窓口となり、避難所運営者との調整や、ペットの家族会メンバーからの意見の集約、ペットの飼育ルールの周知などを行います。

ペットの飼い主向け

避難所施設管理者・運営者向け

2. 避難所等でのペット受け入れの考え方

(1) 受け入れ可能なペット

被災者全体の安全を確保する観点から、避難所等で受け入れ可能なペットは、原則として、家庭で飼育されている、犬、猫、小動物（うさぎ、小鳥、ハムスター、小型は虫類など）です。

(例) 受け入れできない動物

- ・ 特定動物（1ページ参照）、危険な動物、大型は虫類 など
- ・ ペットショップなどで販売、保管されている犬猫 など
- ・ 上記受け入れ可能なペットでも、人に対して危害を加える可能性がある、保管に特別な設備が必要であるなど、避難所運営者が受け入れ困難と判断した動物



※上記のような動物については、飼い主が平時から受入れ先を定めておくことが重要です。

身体障害者の補助犬である**盲導犬、聴導犬、介助犬**の取り扱い

「身体障害者補助犬法」により、公共的施設での同伴を認められています。避難所等でも身体障害者と身体障害者補助犬の同居が原則です。

なお、居住スペース内に同伴することにより、他の避難者がアレルギー症状を引き起こす可能性がある場合は、別途配慮が必要となります。

(2) ペット飼育は飼い主の責任

- ・ 避難所等では、ペットの世話や当面の餌の確保、逃走防止、飼育場所の管理は、飼い主の責任で行います。飼い主には、ペットを飼っていない避難者への配慮やペット自身のストレスの軽減など、普段以上に様々な配慮が求められます。
- ・ ペットの飼育や衛生管理などは、飼い主一人ひとりが責任を持って行うことが原則ですが、ペットの同行避難をしてきた飼い主同士が、協力して、ペットの同行避難の受け入れや飼育などを行うことが重要です（ペットの家族会などの結成が望ましい）。

(3) ペットの一時飼育スペースと居住スペースの分離

- ・ペットの一時飼育スペースは、原則、人の居住スペースと分けて運用し、飼い主とペットが同室で過ごすことはできません。
- ・避難所等には、動物アレルギーのある人、動物が苦手な人、動物に不用意に手を出す小さい子どもがいます。飼い主は、散歩など、必要な場合を除いて、ペットを飼育スペース以外（人の居住スペースなど）に連れて行くことはできません。

(4) 避難所等での飼育ルールの遵守

- ・飼い主は、ペットに関するトラブルが起きないように、避難所等でのペットの飼育ルール（例）「ペットの飼い主の皆さんへ」（参考様式3）を守って、飼育します。
- ・避難所運営者と飼い主は協議して、必要に応じて、ルールの見直しを行います。
- ・飼い主は、飼い主以外の避難者にも配慮することを心掛け、ルールを守って飼育します。
- ・事故やトラブルが起こった場合は、当事者同士で解決します。

避難所施設管理者・運営者向け

3. 避難所等でのペットの受け入れ

(1) 平常時に備えておくこと

①避難所等の準備

ペットの一時飼育スペースの設定

- ・避難所等の施設管理者は、あらかじめ敷地内にペットの一時飼育スペースを設定します。
- ・防災訓練などで、定期的に一時飼育スペースの確認を行います。
- ・市ホームページで、ペットの受け入れが可能な避難所等を公表します。

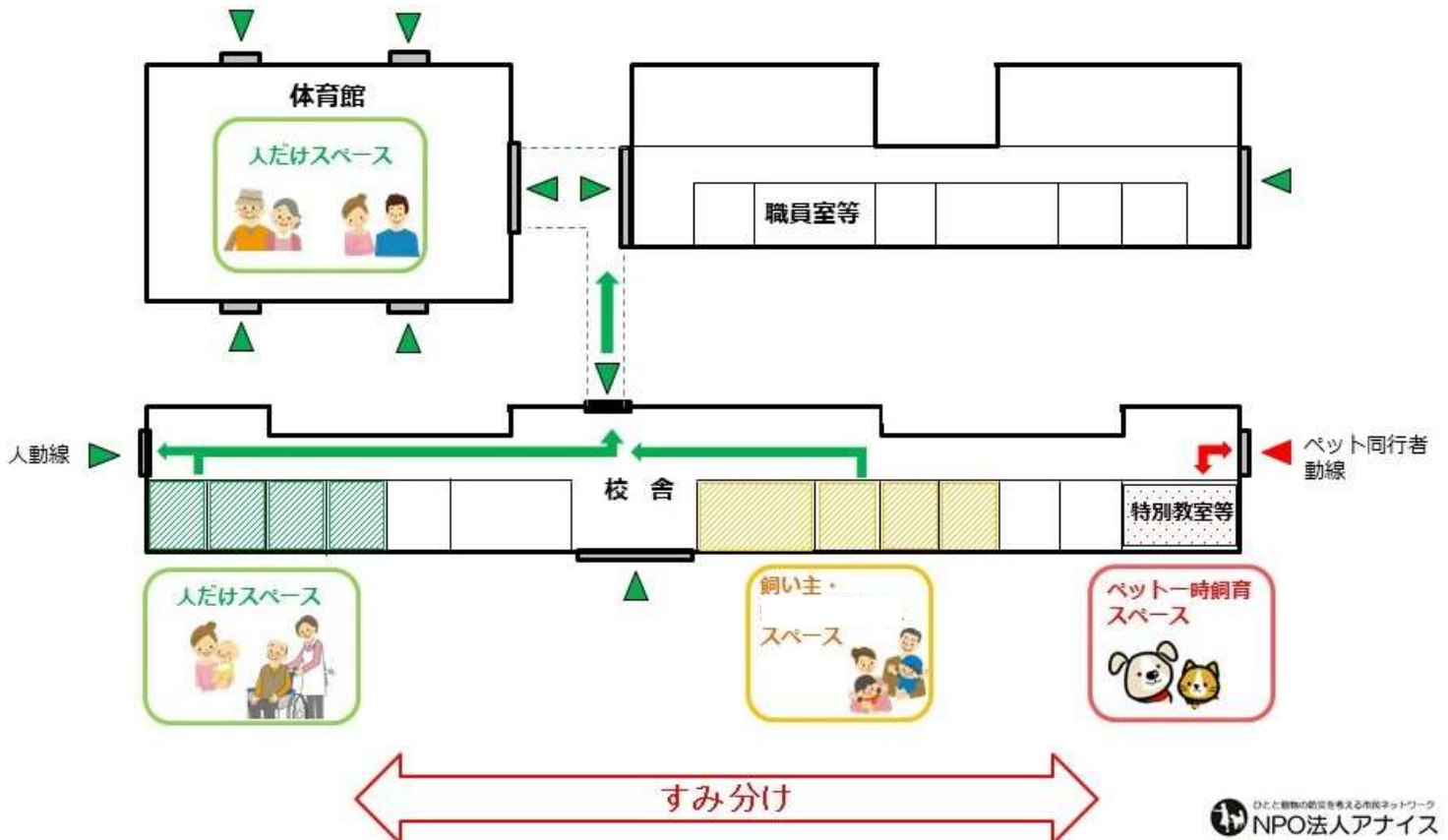
【必要な条件】

- 屋外の場合、雨風がしのげること（テントなどでさえぎることも可）
- ペット用のケージを置いたり、ペットを丈夫な柱などにつないだりできること
- 鳴き声や臭いが人の居住場所にできるだけ届かないこと
- 避難者とペットの動線ができるだけ交わらないこと

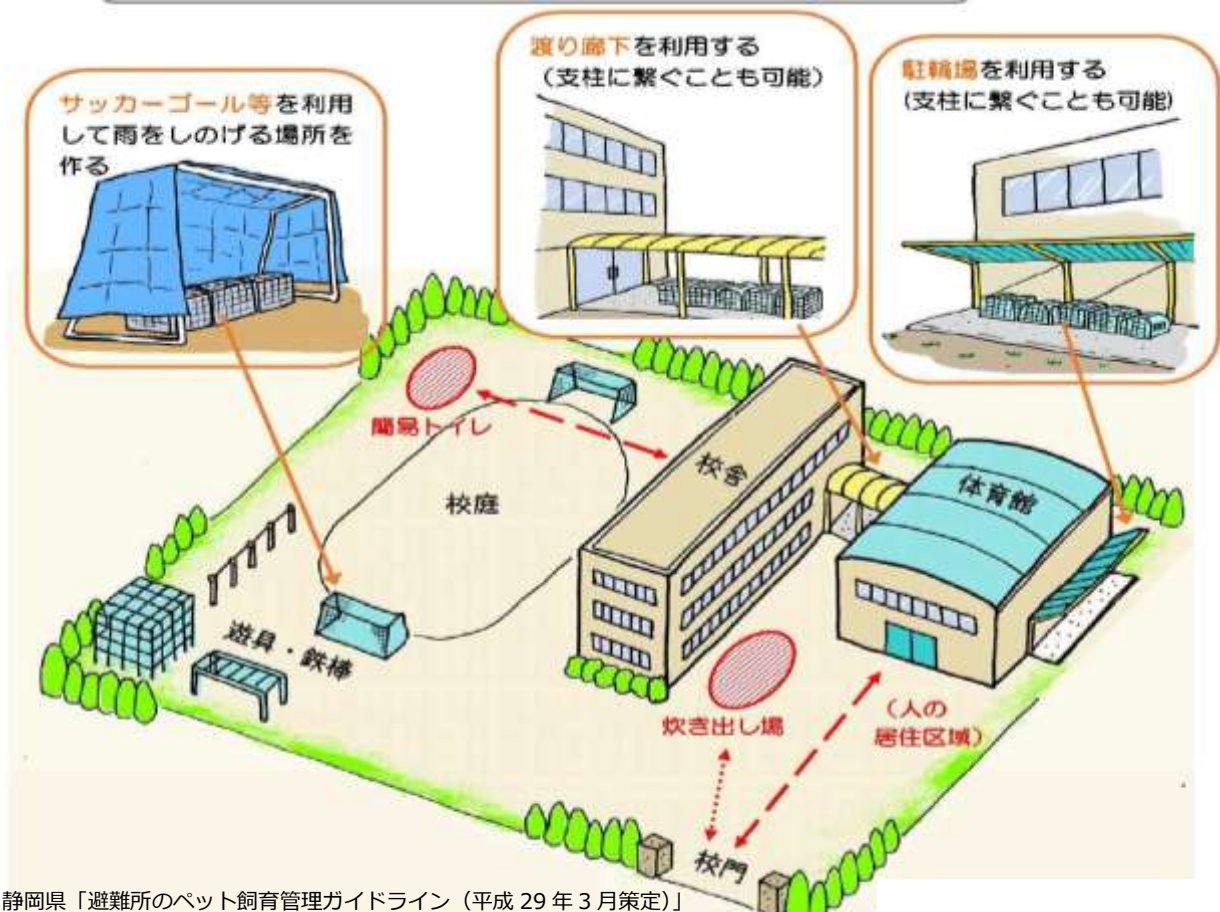
【望ましい条件】

- 鉄道や幹線道路にできるだけ面しておらず、刺激が少ない場所であること
- 清掃しやすく、現状復帰しやすいこと（床面などが清掃、消毒しやすいなど）
- 動物の種類ごとにパーテーションなどで区画できること
- 季節・気候により、屋内と屋外の使い分けができること

ペットの一時飼育スペースのイメージ（屋内）



ペットの一時飼育スペースのイメージ（屋外）



(出典) 静岡県「避難所のペット飼育管理ガイドライン（平成 29 年 3 月策定）」

②避難所等の準備

- ・災害時は、ペット同行避難者の対応以外にも、避難所運営者は多くの業務を行う必要があります。一時飼育スペースの想定やペット管理簿の印刷など、平時から準備できることは備えておきます。
- ・防災訓練などで、避難所の施設管理者と協力して、定期的に一時飼育スペースの確認を行います。

(2) 災害時（避難所等開設時）に必要なこと

①ペットの一時飼育スペースの設営

- ・避難所運営者は、ペットの飼い主と協力して、必要な物品（カラーコーンやテント、ブルーシートなど）を用いて、ペット一時飼育スペースを設営します。また、必要に応じて、室内の壁や床をブルーシートなどで覆い、施設が汚れないよう、対策を検討しましょう。
- ・一時飼育スペースには、「ペット一時飼育スペース」であることを明示します。



ペット一時飼育スペースの様子（写真：福島県提供）

②ペット同行避難者との協力による受付の設置

- ・事故防止のため、**（できるだけ）ペット同行避難者の専用の受付窓口**を設置し、ペット同行避難者は、一般の避難者と分けて受付窓口へ誘導します。
- ・ペット同行避難者の受付窓口や誘導は、ペット同行避難者同士が協力して行うよう呼びかけます。

<ペット同行避難者の受付手順>

受け入れが可能なペットであるかを判断

ペット同行避難者の受付窓口にて、飼い主にペット管理簿（参考様式1）とペット登録票（参考様式2）を記入してもらいます（可能であればペットの写真を記録）。



飼い主に、飼育ルールを守るよう説明

ペットの飼育ルール（例）（参考様式第3）を配布します。

また、ペットおよびケージに所有者などを明示※するよう指示します。

※首輪やハーネスに名札が付いていない場合は、ネームタグなどで代用する（ビニールテープなどで自作することもできます）。

※ケージに収容している場合は、ケージにガムテープなどを貼り明示する。



同行避難してきた飼い主とペットを、ペット一時飼育スペースに誘導

ペット一時飼育スペースは、原則、人の居住スペースと分離します。

③ペットの家族会結成の呼びかけ

- ・一時飼育スペースのペットの飼育や衛生管理などは、飼い主一人ひとりが責任を持って行います。各避難所等において、飼い主同士の協力体制を築くため、ペットの家族会を結成してもらうことが望ましいです。
- ・ペットの家族会の中から、避難所運営者との連絡窓口となる代表者を決めてもらい、ペット同行避難者に指示するべき事などが発生したときは、代表者を通じて指示を伝えます。

④区災害対策本部への連絡

ペット支援物資（ペットフード、ペットシート、ケージ等）の要請が必要となるため、避難所運営者は、ペット同行避難者を受け入れた場合は区災害対策本部に連絡をします。

お問い合わせ先

健康局環境衛生課（ペットの取扱いについて）

TEL 078-322-5264

危機管理室（避難所の運営について）

TEL 078-322-5171

(参考様式1)

同行避難ペット管理簿

施設名（避難所名）：

管理責任者（運営者）：

No.	入所 日	退所 日	飼い主 名前	ペット		
				呼び名	種類	一時飼育スペース場所
					犬 ・ 猫 ()	
					犬 ・ 猫 ()	
					犬 ・ 猫 ()	
					犬 ・ 猫 ()	
					犬 ・ 猫 ()	
					犬 ・ 猫 ()	
					犬 ・ 猫 ()	

1頭ずつ記載してください。

(参考様式2)

同行避難ペット登録票

管理簿番号	
入所日	年 月 日
退所日	年 月 日

※複数のペットと同行された人は、1頭につき1枚ご記入ください。

飼 い 主	名前	(フリガナ)
	避難前住所	神戸市 区
	避難所等での 避難スペース	(例) 体育館、2F多目的室等
	電話	
	携帯	
ペ ツ ト	呼び名	
	動物の種類	犬の場合 体格 (大・中・小) 狂犬病予防法に基づく登録 (有・無) 今年度狂犬病予防注射 (済・未)
	品種など	雑種・ ()
	性別	オス ・ メス → 避妊去勢手術 (未 ・ 済)
	特徴 (毛色等)	
	マイクロチップ	有 ・ 無 (有の場合、番号)
	かかりつけ 動物病院	(区)
	特記事項	

(参考様式3)

ペットの飼育ルール（例）

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所等では下記のルールに基づいて、飼い主が責任を持って飼育を行ってください。

①ペットは決められた飼育スペースでケージに入れるか、柱などにつなぐなどして飼育してください。ケージの置き場所や、つなぐ場所は、避難所運営者の指示に従ってください。

決められた飼育スペース以外で、ペットを飼育しないでください。

②ペットには飼い主の名前、連絡先、ペットの名前を書いた名札をつけましょう。

※ペットに直接つけるのが難しい場合は、ケージ等に貼るなどしてください。

③ペットの飼育に関する必要な作業は、飼い主の皆さんで協力して行ってください。飼い主同士で協力し、助け合いながら飼育をするようにしてください。

④ペットの飼育に必要な資材（ケージ、食器、その他の用具）と当面の餌などは、原則、飼い主がそれぞれ用意します。

※ペット関連の救援物資はすぐに届くとは限りません。

⑤ペットやケージ内、飼育場所を清潔に保つようにしてください。

- ・できるだけ決められた時間に給餌し、食べ残した餌は必ず後始末してください。
- ・排泄物や抜け毛は必ず後始末してください。

⑥ペット飼育場所及びその周辺の清掃をしてください。

⑦ペットによる苦情・危害防止に努めてください。苦情やトラブルが発生した場合は、みんなで話し合っ解決するように努めましょう。

⑧一時的に親戚や知人に預けるなどの方法を検討してください。

避難生活が長期化する場合、飼い主とペットのストレスは大きくなるので、ストレスを軽減する方法を検討しましょう。

避難所等には、動物アレルギーのある人や、動物が苦手な人もいます。飼い主さん同士が助け合っ、周囲にも配慮を示すことが大切です。

